

令和3年 第5回 ふじみ野市農業委員会総会議事録							
招集日時		令和3年5月25日		開会場所		ふじみ野市役所5階A大会議室	
開会の日時		開 会	令和3年5月25日		午後1時35分	議 長	
及び宣告者		閉 会	令和3年5月25日		午後2時13分	議 長	
議 長		新 井 良 司					
No.	氏 名		出欠	No.	氏 名		出欠
1	粕 谷 雄 一		出	10	有 山 茂 幸		欠
2	久保田 清		出	11	岸 勇		出
3	駒 井 一 正		出	12	高 野 喜 好		欠
4	早 川 英 希		欠	13	浅 海 伊佐男		欠
5	嶋 田 利 行		出	14	新 井 良 司		出
6	鈴 木 智 之		出	15	柳 川 嗣 於(最)		出
7	富 田 博 明		欠	16	塩 野 和 義(最)		出
8	星 野 秀 雄		欠	17	宮 寺 康 夫(最)		欠
9	原 田 宏 美		出				
出席者数		農 業 委 員		定 数 14名		出席者 8名	
		農地利用最適化推進委員		定 数 3名		出席者 2名	
議 事 参 与 (説 明 者)				書 記			
葛籠貫 智 洋							
松 田 薫 樹							
有 山 俊 夫							
飯 塚 勝 貴							

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和3年5月25日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和3年5月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所5階A大会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時35分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に5番・6番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
日程第4	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
日程第4	議長	<p>報告案件ですので、報告第13号について終了します。</p>
	議長	<p>日程第4、報告第14号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
日程第4	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第14号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5、報告第15号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件4件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	11番委員	<p>4番案件の地図を見ると、斜線が引かれていない筆があるが農地として残るのか。</p>

日程第6	事務局	<p>西側の道路に面している筆は地目が雑種地と宅地です。</p> <p>残りの4筆は1名の方が所有していますが、まだ所有権移転が行われていません。</p> <p>農地として使用するかは不明ですが、今後、仮換地を行う予定のため、該当地は現在の場所から変わる可能性があり、変更後の場所で何らかの使用収益が発生するものと考えられます。</p>
	議長	他に質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第15号について終了します。
	議長	日程第6 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を議題とします。
	議長	1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は富士見市上南畑在住で、現在は富士見市内を中心に11,931㎡、うち、ふじみ野市内には505㎡の農地を所有して、大規模区画水田にて稲作を中心として熱心に農業経営を行っており、3条申請の5,000㎡以上の下限面積要件を満たしています。</p> <p>今回は受人の作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請であり、申請地近辺で畑作を行える農地を探していました。</p> <p>また、渡人は農業経営を行っておらず、申請地は相続を受けた土地であり農地の管理に困っていました。</p> <p>受人は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p>
	議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。

	<p>6 番委員</p> <p>議 長</p> <p>11 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>5月12日に5番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は草木が生えており、薬剤を散布した後は見受けられるが農地として管理がされている状態では無いので、今後、受人には農地としてしっかり管理をしてもらいたい。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地調査の報告のとおり、申請地は草木が生えてしまっている状態ですが、農地に戻すことは難しくは無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第16号1番の案件につきましては原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>2番及び3番の案件については関連があるので、事務局から一括して議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>2番案件の受人と3番案件の受人は夫妻であり市内在住です。</p> <p>2人は熱心に農業経営を行っていますが、254バイパスふじみ野地区区画整理事業の進捗に伴い1,996㎡の農地を売却しました。</p> <p>しかし、今回の申請地2,895㎡を併せると5,664㎡の農地を所有することになり、3条申請の5,000㎡以上の下限面積要件を満たしています。</p> <p>今回は作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請です。</p>
--	--	---

日程第7	議長	<p>受人は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p>
	6番委員	<p>5月12日に5番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p>
	議長	<p>申請地は既にトラクターで耕運されており問題は無いです。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p>
	9番委員	<p>3筆とも農地としてきれいに管理がされており、何も問題は無いと思います。</p>
	議長	<p>質疑はありますか。</p>
	全委員	<p>なし</p>
	議長	<p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p>
	全委員	<p>異議なし。</p>
	議長	<p>異議なし賛成により、議案第16号2番及び3番の案件につきましては原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>議案第16号について終了します。</p>
	議長	<p>日程第7 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。</p>
事務局	<p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受入夫妻は現在、所沢市内の賃貸物件にて2人で住んでいますが、家財道具が増えてきており、将来的に子供が出来たことを考えると住居は手狭なため、戸建て住宅の建築を計画しています。</p> <p>受入夫の実家がある川越市伊勢原町、受入妻の実家がある三芳町竹間沢へ車にて30分程度で行き来できる場所、また、夫</p>	

<p>日程第 8</p>	<p>議 長 5 番委員 議 長 3 番委員 議 長 全 委 員 議 長 全 委 員 議 長 議 長</p>	<p>の勤務地の狭山市、妻の勤務地である所沢市へも車にて 30 分程度で通勤できる場所を選定の条件として、ふじみ野市内、川越市及び三芳町内の市街化区域内で適地を探したが見付からず、本申請地が条件を満たしているため農地転用の申請をすることになりました。</p> <p>申請地は受人夫の実家まで 35 分程度、受人妻の実家まで 20 分程度、互いの勤務地までも 30 分程度の通勤時間であり、小・中学校が近くにあり教育環境が良い場所です。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>5 月 12 日に 6 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は草が生えていましたが、刈った後もあり管理はされていると思います。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>特に問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第 17 号の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>日程第 8、議案第 18 号 農用地利用集積計画の利用権設定について、1 件を議題とします。</p> <p>この議案は 15 番委員に関する議題となるので、会議規則第</p>
--------------	--	---

	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>6番委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>10条の規定により15番委員は退席します。</p> <p>(15番委員退席)</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>借人は稲作をする目的で受人から農用地利用集積計画の利用権設定を10年の期間で設定するための申請です。</p> <p>申請地の南側は借人が所有する田であり、一体で利用する予定です。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>5月12日に5番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は水が張られており、田植えができる状態になっており、特に問題はありません。</p> <p>地元委員さんは退席中の15番委員ですが、農業経営をしっかり行われている方です。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第18号の案件につきましては原案のとおり決定します。</p> <p>議案第18号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和3年第5回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。(終了 午後2時13分)</p>
--	--	---

